

Q 教育委員会制度改正法案についての考えは

A 国会で審議中であり、結果を見守っている

Q 農業委員会制度廃止を含め抜本的計画の実態は

A 諮問機関より意見が出されたばかりで、今後の動向を見守る

町長 今現在、国会で審議中であり、結果を見守っている。概要は、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。任命は、首長が議会の同意を得て直接行い、任期は3年とする。首長と教育委員会による総合教育会議を設け、教育振興に関する施策の大綱を策定する、などが改正点となっている。地方自治体の中で、県や政令指定都市のような規模では、首長と教育委員会との意思疎通が図りにくいのかも知



樋坂 里子議員

教育委員会制度改正法案について

質問 国会で審議されている教育委員会制度改正法案（地方教育行政組織法改正案）についての考えは。

れないが、本町規模の自治体においては、現在も十分な連携が取れており、地域住民も含めて教育に対し強い関心が持たれている。決定した法令に沿って地方教育行政が進められ、124年間脈々と受け継がれてきた本町の教育が、さらに充実発展する事が最も重要と考える。

教育長 これまでも何度が制度改正があり、教育委員に保護者を含めたり、会議を公開する対応など行っており、時代に即した制度改正は必要である。大切なことは保護者や町民の声を十分に把握し、子どもたちの健全育成などの考え方を的確に反映させることである。

再質問 国がやるうとしてい

町長 制度は、時々政府で改革協議が行われ変わっていくが、教育に対する姿勢は変わりなく、未来に向かい夢を持ち、元気で明るく、心身ともにたくましく育つよう、地

域に開かれた特色のある教育を推進し、生きる力を育むことだと考える。

農業委員会制度の廃止を含めた抜本的計画について

質問 農業委員会制度の見直し

町長 農業委員会は昭和26年7月施行の農業委員会等に関する法律に基づき、市町村長の指揮監督を受けることのない独立した執行機関として、農地がない、又は農地が著しく少ない市町村を除き、全国の市町村に設置され、農地法や農業経営基盤強化促進法などに基づく法令業務、農地の効率的利用促進など農業振興業務を行っている。

本町の農業委員会は、選挙による委員13人、選任による委員4人の計17人で構成されている。

今年4月からスタートした農地中間管理事業において、農業委員会も同事業に積極的に関与し、経営の規模拡大や生産性向上に貢献する事に期待されている。

内閣総理大臣の諮問機関である規制改革会議では、農業改革の一環で、農業委員会制度の見直しについて言及しており、

- ・選挙制度を廃止し、市町村長が選任する5名から10名程度の委員に一元化
 - ・農地集約化や耕作放棄地の調査と農地の利用調整活動を行う農地利用推進員（仮称）を設置
 - ・複数の市町村による共同設置を推進
 - ・都道府県農業会議や全国農業会議所制度を廃止
 - ・農業振興地域における6次産業化や成長産業化に資する農地の転用についての基準緩和
- について提案している。
- 現実、農業委員会制度の見直しが決まったわけではなく、今後の動向を見守り、関係機関と連携を取り、本町農業を守るために情報収集及び分析に努める。